平成２４年（フ）第２４６７号
横浜市青葉区あざみ野４丁目５番地５　Ｂ号
債務者　石井　香織
1　決定年月日時　平成24年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２５３５号
横浜市港北区鳥山町646番地　ライオンズマンション小机第８―103
債務者　大原武夫こと　宋　　錫亀
1　決定年月日時　平成24年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２５４５号
横浜市鶴見区鶴見中央５丁目27番８―202号
債務者　吉田　美穂（旧姓重信）
1　決定年月日時　平成24年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月30日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２５４６号
横浜市都筑区茅ケ崎南４丁目12番２―1304号
債務者　田中　和久
1　決定年月日時　平成24年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２５４７号
横浜市都筑区牛久保１丁目16番５―203号
債務者　中島　彩奈
1　決定年月日時　平成24年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月30日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２５５２号
横浜市泉区中田南４丁目９番30号　サニーハイツＢ203号
債務者　高橋由加利（旧姓オニュリンバ）
1　決定年月日時　平成24年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２２５５号
神奈川県綾瀬市上土棚中７丁目１番９―926号
債務者　二階堂　勝
1　決定年月日時　平成24年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月31日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月１日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２４９２号
神奈川県藤沢市下土棚468番地　ベルーガ湘南307
債務者　坂口　　保
1　決定年月日時　平成24年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月31日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月１日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２５２３号
横浜市戸塚区戸塚町724番地７　コーポ戸塚204号
債務者　國井　正志
1　決定年月日時　平成24年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月31日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月１日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２５４３号
神奈川県大和市柳橋３丁目16番地　ハイム桜ケ丘５―602
債務者　加藤　良輔
1　決定年月日時　平成24年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月31日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月１日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１２４１号
東京都青梅市柚木町１丁目140番地の４、現居所東京都青梅市御岳１―158
債務者　清水キヨ子
1　決定年月日時　平成24年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月１日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月１日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第２０８号
岡山市南区万倍103番地29
債務者　川田　淳一
1　決定年月日時　平成24年12月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月14日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第６２９号
静岡県焼津市坂本242番地
債務者　北村　尚美
1　決定年月日時　平成24年12月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月６日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第６３８号
静岡市葵区瀬名１丁目４番Ｃ―71号
債務者　海野　直樹
1　決定年月日時　平成24年12月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月６日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第６６５号
静岡市葵区千代１丁目７番13―103号
債務者　大間知恵美子
1　決定年月日時　平成24年12月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月６日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２４６号
愛知県豊橋市柱五番町114番地　Ｂ―203
債務者　相良　信幸
1　決定年月日時　平成24年12月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月４日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部